官　庁　発　表

官　庁　事　項

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第６条第２項第３号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年５月30日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） 刑務官採用試験（高卒程度試験） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	**別表** （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） 刑務官採用試験 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）

2　この決定による改正は、令和７年12月１日から効力を発生する。

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(1)及び(2)並びに第２号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年５月30日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第１号ロ及び第２号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第１号ロ(1)及び(2)並びに第２号ロ(1)及び(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ(2)、第２号ロ(2)、第３号ロ(1)及び(2)、第４号ロ(1)及び(2)並びに第７号ロ(1)	人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第１号ロ及び第２号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ(2)、第２号ロ(2)、第３号ロ(1)及び(2)、第４号ロ(1)及び(2)並びに第７号ロ(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第１号ロ及び第２号、同表外務省専門職員採用試